

審 議 結 果 速 報

(令和5年6月30日)

陳情5年新時代創造第17号

鳥 取 県 議 会

審 議 結 果 速 報

令和5年6月定例会

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
5年-17 (R5.6.7)	新時代創造	一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府及び国会に求める意見書の提出について	不採択 (R5.6.30)
▶陳情事項 政府及び国会に対し、一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう求める意見書を提出すること。			

▶所管委員長報告（R5.6.30本会議）会議録暫定版

採択、趣旨採択、不採択の様々な意見があり、いずれの意見も過半数とならず、当委員会として結論を得るに至りませんでした。

※本会議における採決の結果、「不採択」と議決されました。

▶陳情理由

別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声は、ますます切実である。現行の民法では、夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益や不都合を強いられている。夫婦同姓を強制している国は日本以外にはなく、憲法が保障した両性の平等と基本的人権に反する。

1996年に法制審議会が選択的夫婦別姓の導入などを含む民法改正の要綱を答申して、四半世紀が経過した。国連女性差別撤廃委員会をはじめとする国連や国際機関も日本政府に対し、民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告している。2015年及び2021年、最高裁判所は「夫婦同姓の強制は合憲」という不当な判断を示し、制度のあり方については国民の判断、国会に委ねるべきだと強調した。

国民の判断という点では、世論調査で約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成し、未来を担う若い世代ではさらに選択的夫婦別姓を望む声は高くなっている。地方議会からも早期の法改正の意見書が次々とあがっており、一日も早い国会の対応が求められる。

貴自治体からも、一日も早く選択的夫婦別姓を導入するよう求める意見をあげてもらいたい。

▶提出者

新日本婦人の会鳥取県本部 会長 山内 淳子

現状と県の取組状況

執行部提出参考資料

令和新時代創造本部（女性活躍推進課）

【現 状】

- 1 「選択的夫婦別氏制度」（いわゆる「選択的夫婦別姓制度」）とは、夫婦が望む場合には、結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の氏を称することを認める制度。
- 2 平成8年2月に、法制審議会が答申した「民法の一部を改正する法律案要綱」においては、選択的夫婦別氏制度の導入が提言。国においては当該答申を受け、改正法案の準備が進められたが、国民各層に様々な意見があること等により、国会への提出には至らず。
- 3 「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月）においても、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進めることとされている。

<最高裁判決>

- ① 平成27年12月、婚姻の際、夫又は妻の氏を称すると定める民法750条の規定は憲法違反であると主張し、国に対し損害賠償を求めた訴訟に対し、最高裁は、「婚姻の際に「氏の変更を強制されない自由」が憲法上の権利として保障される人格権の一内容であるとはいえない」、「本件規定は、夫婦又は妻の氏を称するものとしており、夫婦がいずれの氏を称するかを夫婦となろうとする者の協議に委ねて」おり、夫婦同氏制が「直ちに個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠く制度であるとは認めることはできない」ことなどを理由とし、当該規定が憲法に違反するものではないと判示。
- ② 令和3年6月、婚姻届に「夫は夫の氏、妻は妻の氏を称する」旨を記載した婚姻届の受理を命ずるよう求めた事案に対し、最高裁は「民法750条の規定が憲法24条に違反するものではないことは当裁判所の判例とするところ」であり、「夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載事項と定めた戸籍法74条1号の規定もまた憲法24条に違反することではないことは、平成27年大法廷判決の趣旨に徴して明らかである」と判示。

<国の世論調査結果>

- ・「家族の法制に関する世論調査」（令和3年12月～令和4年1月 18歳以上の日本国籍を有する5,000人を無作為抽出、有効回収数：2,884人）
夫婦同姓制度維持：27.0% 旧姓の通称使用に法制度を設ける：42.2% 選択的夫婦別姓制度を設ける：28.9% 無回答：1.9%

【参考法令】

- 民法第750条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。
- 戸籍法第74条 婚姻をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。
(1) 夫婦が称する氏 (2) その他法務省令で定める事項
- 憲法第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 憲法第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。